

# 薩摩川内市少子化対策・子育て支援事業について

市では、市内に居住する皆さんの「ワクワク！すくすく！楽しい子育て」を応援するためにさまざまな支援・助成を行っています。

ここでは、概要などを掲載します。詳しくはお問い合わせください。

事業の名称	事業の概要・支援の内容	対象となる方々	助成内容・必要経費など	手続きの方法	申請受付・問合先
<b>子どもが生まれるまでの支援です。</b>					
■コウノトリ支援事業（不妊治療費助成事業）	不妊治療を受ける夫婦の、治療に要する費用の一部を助成します。	1年以上本市に居住し、不妊治療を受けている夫婦で、市税などの滞納がない方	不妊治療に要した費用のうち自己負担分について、1年度当たり20万円を限度に、1妊娠につき連続5年間助成します。	治療を受けてから6カ月以内に申請してください。 ●申請月＝4・7・10・1月 ●必要なもの＝申請書・受診等証明・住民票・市税の完納証明・保険証の写し・領収書の写し・印鑑（スタンプ印は除く）	■本庁市民健康課（すこやかふれあいプラザ内） ☎0996(22)8811
■こしき子宝支援事業（甌地域妊婦健康診査旅費助成事業）	甌地域の方々が、島外での妊婦健診に要する交通費の一部を助成します。	甌地域に居住する妊婦の方	妊婦健診を受診するために利用したフェリー代などの船賃の一部を助成します。 ■補助額＝2,000円（1回）×20回＝40,000円（限度額）	随時受け付けますが、最後の妊婦健診を受けてから30日以内に申請してください。 ●必要なもの＝申請書・船賃の領収書・住民票・印鑑（スタンプ印を除く）	■本庁市民健康課（すこやかふれあいプラザ内） ☎0996(22)8811 ■甌地域各支所市民福祉課

## ■手当の支給や、費用の一部を助成します。

■児童手当	児童を養育している家庭における生活の安定を図るために手当を支給します。	小学校修了前（12歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方	●支給月＝2・6・10月（年3回） ●支給額＝月額です。 ▼3歳未満＝一律10,000円 ▼3歳以上（第1・2子）＝5,000円 ▼3歳以上（第3子以降）＝10,000円 *所得による制限があります。	出生、転入時に申請書を提出してください。 なお、毎年現況届が必要になります。 ●必要なもの＝印鑑（スタンプ印を除く）、保険証、所得証明書（転入者のみ）	■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課
■児童扶養手当	次のような家庭を支援するため、手当を支給します。 ●母親と児童だけの家庭 ●父親が重度の障害の状態にある家庭 ●母親に代わって児童を養育している家庭	児童を監護している母、または母に代わって児童を養育している方が対象となります。 なお、児童とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの方をいいます（児童の心身に中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます）。 *申請者または児童が公的年金などの受給資格のある方は、手当は支給されません。	●支給月＝4・8・12月（年3回） ●支給額＝月額です。 ▼全部支給＝41,720円 ▼一部支給＝9,850円～41,720円 *児童が2人の場合は5,000円、3人目以降はさらに3,000円ずつ加算されます。 *所得や年金受給等の状況により制限があります。	随時、受け付けています。申請書を提出してください。 ●必要なもの＝戸籍謄本、印鑑（スタンプ印を除く）など *詳しくはお問い合わせください。	■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課
■育児手当	第3子以降の子どもを養育している家庭に、育児手当を支給します。	1年以上市内に居住し、平成17年4月1日以降に出生した第3子以降の子どもを養育している方	申請された月の翌月から満3歳の誕生日まで支給します。 ●支給月＝2・6・10月（年3回） ●支給額＝月額3,000円	随時、受け付けています。申請書を提出してください。 ●必要なもの＝印鑑（スタンプ印を除く）、税金等完納証明	■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課
■父子手当	次のような家庭を支援するため手当を支給します。 ●父親と児童だけの家庭 ●母親が重度の障害の状態にある家庭 ●父母に代わって児童を養育している家庭	児童を監護している父、または父に代わって児童を養育している方が対象となります。 なお、児童とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの方をいいます（児童の心身に中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます）。 *申請者または児童が公的年金などの受給資格のある方は、手当は支給されません。	●支給月＝9月 ●支給額＝年額24,000円（2人目以降は5,000円ずつ加算） *所得による制限があります。	毎年8月中に受け付けを行います。申請書を提出してください。 ●必要なもの＝戸籍謄本、印鑑（スタンプ印を除く） *詳しくはお問い合わせください。	■本庁子ども対策室 ■各支所市民福祉課